## 裁判員経験者の意見交換会の議事録

1 開催日時 平成27年1月9日(金)

午後1時30分から午後3時30分まで

2 開催場所 松江地方裁判所大会議室

3 出席者 松江地方裁判所 所長 稻葉重子(司会者)

同 裁判官 大 野 洋

松江地方検察庁 検察官 伊藤文規

島根県弁護士会 弁護士 古 津 弘 也

裁判員経験者は、着席順に「裁判員経験者1」等と表記した(ただし、裁判員経験者5は急きょ欠席されたため、欠番とした。)。

## 4 議事内容

## (意見交換)

**司会者**:本日はお忙しい中,裁判員経験者の意見交換会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。私は,松江地方裁判所の所長を務めております稲葉と申します。本日は司会進行をさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

裁判員制度が始まりまして5年余りが経過いたしました。松江地方裁判所でも19件の裁判員裁判が行われ、制度として定着してきたのではないかと考えております。実際に裁判員裁判に参加された皆様から裁判員裁判に対する率直な御感想や御意見をお話しいただくこと、そして、その内容を県民の皆様にお伝えすることは、裁判員として裁判に参加することに対する不安感や負担感を軽減することにつながるのではないかと考えております。

裁判員裁判は法律の専門家ではない国民の方々に参加していただく制度でありますから、分かりやすい裁判、言い換えると、法廷で見て、聞いて、理解できる刑事裁判を行う必要があると考えます。その点からも実際に裁判員裁判に

参加された皆様の率直な御感想、御意見を裁判官、検察官、弁護士にお話しいただくことによって、今後の裁判員裁判をより分かりやすくするための参考とさせていただきたいと考えております。率直な御意見をお聞かせいただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、本日は、経験者の皆様のほかに検察庁、弁護士会、裁判所からそれぞれ1名ずつ参加しております。まず、検察官、弁護士、裁判官の順で一言ずつ自己紹介をお願いいたします。

**検察官**:松江地方検察庁の次席検察官の伊藤と申します。本日は、皆様から忌憚 のない御意見をいただいて、我々の今後の検察活動に役立てていきたいと思っ ておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**弁護士**:島根県弁護士会に属しています、弁護士の古津と申します。私個人としては、裁判員裁判の経験は1件だけですし、島根県では2件も3件も裁判員裁判を経験している弁護士は少ないと思います。今日は裁判員経験者の皆様の御意見をお聞きして、弁護人としてどういう活動を目指さなくてはならないかという糧にしたいと思っております。どうぞよろしくお願いします。

**裁判官**:松江地裁の刑事部で裁判長をしております大野と申します。何人かの方とは評議を一緒にさせていただきまして、久しぶりにお会いできて大変嬉しく思っております。今、司会者からもお話がありましたが、忌憚のない御意見を言っていただければと思います。御批判でも結構でございますので、何でも御意見をお聞かせいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

司会者: それでは意見交換に入らせていただきます。

今日の内容といたしましては、初めに、裁判員裁判に参加しての感想、印象などをお伺いしたいと思います。次に、裁判員裁判の審理及び評議に対する感想や御意見を伺っていきたいと思います。そして、3つ目といたしまして、裁判員として参加された御経験を踏まえて、裁判員に対する参加意欲がもっと高まるように、検察庁、弁護士会、裁判所がどのような取組をする必要があるか

について御意見、御感想をお願いしたいと考えております。

なお,本日は裁判員経験者の皆様につきましては,1番の方,2番の方というように,番号でお呼びさせていただきたいと思います。

それでは、まず裁判員裁判に参加した感想や印象についてですが、裁判員として裁判に参加する前後で裁判や法曹、裁判官、検察官、弁護士に対する印象が変わったかどうか、あるいは裁判に参加するに当たって不安、あるいは困難を感じていたけれども、参加した前後でそういうことについて変化があったかについて触れていただければと思います。

まず、最初ですので、1番の方から順番にお話いただければと思います。

なお、1番、2番、3番の方は現住建造物等放火、殺人未遂被告事件で、自 白事件を御担当されました。それから、4番の方は住居侵入、強姦致傷、強姦 未遂被告事件を御担当されました。これは否認事件です。それから、6番の方 は強姦致傷被告事件を御担当になりました。これは自白事件です。

それでは、1番の方からお願いいたします。

**裁判員経験者1**:まず、参加したときの印象ですが、裁判所というところに来たことがなかったので、非常に緊張しており、本当は断りたかったのですが、選ばれてしまい、参加せざるを得ないなという思いでした。勤務先は裁判員裁判に参加できる態勢が出来ていましたので、裁判員に選任されたことを上司に話しましたら、参加してこいということでした。とにかく、最初は緊張だけです。

**司会者**:参加してみた後ですけれども、そんなに緊張するほどでもなかったとか、 そんなに不安に思うほどでもなかったとか、いや、そんなことはない、やはり それだけのプレッシャーがあったとか、その辺はいかがですか。

**裁判員経験者1**:プレッシャーというものは、他の方もいらっしゃいましたのでありませんでしたが、今もそうですけども、緊張します。

司会者:ありがとうございました。それでは2番の方、いかがでしょうか。

**裁判員経験者2**:私も1番の方と同じですごく緊張しました。何を話していいの

かと分からず、常に頭が真っ白な状態で評議が進んだように思います。

あと選任手続期日の事件の概要説明をしていただいたときに、本当に大変な 事件を任され驚きましたが、皆さんと評議をする中で段々と明確な答えが出て きて、私としては満足な評議ができたと思っております。

司会者: どうもありがとうございました。それでは3番の方,いかがでしょうか。 裁判員経験者3: やはり緊張はしていましたが,私自身は裁判員制度に非常に興味を持っていたので,選ばれたときも喜びのほうが大きく,やったという感じがありました。しかし,周りに余り経験者がいなかったですし,職場でも私が初めて裁判員に選ばれたので,就業規則に少し休暇制度について触れてはありましたが,具体的にどういう休暇の処理の仕方をするのかなど,何となく不安な気持ちもありました。そこで初めて,たくさん仕事を休まないといけないとか,もう少し短時間で済むのかと思っていたら,1週間近く拘束されるというところが,案外負担もそれなりにあるなと感じましたが,とてもいい経験だったと思います。

それと、テレビや新聞等でこういう判決が出たというのを客観的に見ていたときは、こんな酷いことをした被告人がこの程度の刑なのかとか、いろいろ感じるところはありました。裁判員を経験して、裁判長を始め、いろいろな方が法の解釈ということについて丁寧に説明をしていただいたので、量刑をどのように決めていくのかよく理解でき、納得できる経験でした。

**司会者**: ありがとうございました。また量刑のことについては後からお話いただくことになるかと思います。

それでは、4番の方いかがでしょうか。

裁判員経験者4:私からは3つ言わせていただきます。

最初に、被害者には大変申し訳ないのですが、裁判に参加してはっきり言っておもしろかった、ちょっと不謹慎な言い方になりますが、とても興味が持てたということです。

それから、2つ目に、今回私が担当した事件は、死刑判決が出る可能性もあるような殺人事件ではありませんでした。ですから、これも本当に被害者や被告人に対して申し訳ないんですが、事件の内容がほどほどのもので、言い方が難しいですが、ちょっと気は楽であったという印象は受けました。

それから、3つ目に、4日間裁判に参加して、自分の想像力が大分欠けてい たという思いがあります。今、我々はテレビを見て、音声や画像が同時に入り ます。例えばドラマとかを見ていても、何か想像したり考えなくても、動画と 音声が両方入ってきます。つまり、想像力を働かせる必要がない世界に生きて いる訳です。しかし、裁判では渡された文章や、検察官や弁護人の言葉で理解、 判断をしていくことになる。動画はほとんどなく、言葉のみの世界で、実際の 場面はどうだったのかということをある程度想像しないといけない。音だけで 場面を想像する経験を積んでいると、裁判でもある程度想像しながらやってい けたのではないかという気がしました。ですから、裁判が終わった後も、皆さ んはどうか分かりませんが、しばらくの間、裁判に参加させていただいた余韻 といいますか、そういったものがしばらくありました。裁判では、幾つか質問 もさせていただきましたが、こういうふうに質問すればよかったのではないか とか、あるいは、こういうことを聞いてみるべきだったのではないかというよ うなことを、ちらちら考えることもありました。ですから、想像力を養ってい ない状態で裁判に参加してしまったのかなという思いがあります。口で言うの は簡単ですが、裁判員として参加する場合に、この点を克服すべきだったので はないかという印象を受けました。

**司会者**: どうもありがとうございました。それでは6番の方,いかがでしょうか。 **裁判員経験者6**: 最初はまさか当たるとは思っていませんでした。会社の方も初めての経験だったので,きちんと話をして,有給という形で処理していただき,参加できました。確かに,初日は皆さんちょっと緊張されていて,なかなか話もできませんでしたが,2日目の朝ぐらいから,例えば仕事の話や子供の話を するようになり、裁判員の中には若い方から60過ぎの人までいましたが、い ろいろな話をしていく中で評議ができたのは良かったと思います。

もっと厳格に、評議だけを連続してやるのかと思っていましたが、そういう ことはなく、休憩時間にいろいろな人とそれぞれ経験を話し合い、その話を評 議の中でも話すことができたので、その点ではいい経験になったと思います。

ただ、初日の評議のときに、何か言ってくださいと言われたときは、何を言っていいのか分からず、自分の経験ではこうだという話しか、皆さんされませんでした。2日目からは皆さんちょっとほぐれた感じで、評議が進むにつれて、休憩時間も事件の話になることもありました。家や職場では、口を聞いてもらえないというか、法廷でのやりとりを何か話してもらえるのかなという雰囲気で、守秘義務の内容について広く知られていないという感じを受けました。でも、裁判員の経験ができたことは、良かったのではないかと思います。

## 司会者:どうもありがとうございました。

それでは続きまして、審理及び評議についての意見交換に移らせていただき ます。

十分御存じのことと思いますが、簡単に説明させていただきますと、まず、審理では、検察官、弁護人がそれぞれ証拠により証明しようとする事実を示す手続である冒頭陳述がございます。それから、事実を証明するための証拠調べ手続を経まして、その後、検察官、弁護人がそれぞれ有罪か無罪かの意見、あるいは被告人に科する量刑についての意見を、検察官は論告、弁護人は弁論として述べる手続がございます。審理が終わった後に、有罪か無罪かという評議、有罪だとしたら量刑をどうするかということについて判断する評議が行われたという流れであったと思います。

それで、事実関係に争いのある事件では、冒頭陳述でどうしても事実関係、 犯行の状況の詳細な部分まで述べられることが多いのではないかと思います。 そうした場合に、何が争点で、証拠調べのどこに注目したらいいのか、また、 理解できた点と理解しにくかった点などについて、御記憶がある範囲で御意見をいただきたいと思いますが、4番の方、いかがですか。同意があったかどうかについて争われていた事案であったと思います。その点、冒頭陳述で事実関係が細かく説明されたと思いますが、どんな御記憶ですか。

**裁判員経験者4**:もう10か月前のことで、はっきりと覚えていませんが、分かっているのは、検察官や弁護人の話す内容が理解できないということはありませんでしたし、他の方もそうだったと思います。別に難しいことは何もなく、普通に理解できたと思っています。ですから、審理及び評議については、何と答えればいいのか分かりませんが、難しくはなかった、分かったということしか答えられません。

**司会者**:初めに細かい事実関係について、こういう状況を証明したいと思いますということを細かく言われるより、例えば、被告人が被害者に乱暴した経緯などの状況が争われているので、この点については被害者が証言しますから、被害者の話をよく聞いてくださいと言われる方が、どういう事案なのか分かりやすかったのではないかということはありませんか。

裁判員経験者4:はっきりと憶えていません。

**司会者**: そうすると, 冒頭陳述のときに, いろいろなことがたくさん出てくるので, 非常に頭が混乱したということではなく, 内容はよく頭に入ったということですか。

**裁判員経験者4**:混乱はありませんでした。内容は分かりました。

**司会者**:この点について検察官,弁護人,裁判官から,補充的に御質問されたいことがありますか。

**弁護士**: 今, 冒頭陳述について裁判員の方から, 細かいところは記憶がないけれども, 分かりやすかった, 理解できたというお話でした。私が担当した事件は犯罪の事実自体には争いがない自白事件でしたので, 弁護人としては情状の弁護ということをする訳ですが, いわゆる自白事件の情状弁護における冒頭陳述

で、弁護人の役割というのを理解していただけたかどうかということをお聞き したいと思います。

**司会者**: 事実関係に争いのない事件ですと、事実については比較的簡潔な説明が 冒頭手続でなされると思います。そうすると証拠調べのポイントになる部分が どこなのかを理解する上で、量刑の考え方とか、評議のときに恐らくよく出て きたと思われる、行為責任という考え方についても説明を受けておいた方が分 かりやすかったかどうかという点はどうでしょうか。

1番の方,いかがですか。行為責任の説明を特に聞かずに冒頭手続を聞かれたと思いますが、行為責任の説明を先に受けておいた方が分かりやすかったと思われますか。

裁判員経験者1:特にそれはありませんでした。

**司会者**: 2番の方いかがですか。行為責任とか量刑の考え方とか、そういったことをもっと早い段階で聞いておいた方が、証拠調べで供述調書を読み上げられたり、証人尋問を聞くときに、もっと分かりやすかったのではないかと思われることはありませんか。

**裁判員経験者2:**特に思いませんでした。

弁護士:テレビドラマなどで取り上げられるような事実に争いがある,いわゆる 否認事件の場合,例えば殺人事件では,検察官は殺人の現場に被告人がいた,被告人が犯人だという主張になりますし,それに対して弁護人としては,その 犯罪があった時間に被告人は別の場所にいました,犯人ではありません,アリバイがありますということで,かみ合った主張と反論になると思います。だから,そこを対比してどっちが事実なのかについて,何を見るかが分かりやすいと思います。一方,自白事件ですと,事実自体には争いがないものですから,弁護人がその冒頭陳述で主張するのも,犯罪に至るまでの経緯とか,犯罪後の 反省の様子などとなり,犯罪事実そのものについての対立がありません。しかし,その後,証拠調べに入ると,犯罪そのものの事実の証明がしばらくは続く

ので、冒頭陳述で弁護人が言ったことが、最初の段階から皆さんの印象にきちんと残っていたのかという点を心配しております。

**裁判員経験者6**:私は自白事件を担当しました。確かに最初,法廷に入った時点では,誰も何も知らない状態で裁判員になっている訳ですから,逆に素直に検察官や弁護人の言っていることが入ってきました。事前に何か言われると,逆に被告人は悪いことをした人だという思いで見てしまうので,全くゼロの状態から聞いたほうが,事実関係がまともに入ると思います。最初に少しミーティングという形で話をしてもらう程度で法廷の中に入った方が,私としては良かったし,検察官や弁護人の言うことも理解できました。逆に1日もかけていろいろ頭に入れるよりも良かったのではないかと思います。

**司会者**:冒頭の手続の中で、例えば弁護人から、被告人は刑務所に入る必要はありません、執行猶予を求めますと初めに言われたら、実刑か執行猶予というのが対立軸であることが分かりやすく、証拠調べが進む中で、関係するところに注目して聞きやすいのではないかと思っていますが、必ずしもそうではないということですか。

**裁判員経験者6**:量刑を決めたりするときには、過去の事例とかいろいろなものを見せていただいたり、裁判官のこれまでの経験や、同じような事件での例を紹介されました。裁判員6人で話した中では、量刑を決める話をしているうちに、意見が変わることもあるので、話し合う中でいろいろ決めていく方が、私はいいと思いました。最初は少し緊張してなかなか話ができないこともありましたが、日を追うごとに話ができたり、裁判官の話を聞いたりして量刑を決めることができたので、やり方自体は良かったのではないかと思います。

**司会者**: ありがとうございました。検察官や裁判官から補充的に何かございますか。

**裁判官**:何人かの方とは評議をさせていただき,6番の方がおっしゃられたように,評議でいろいろ議論して,最終的な仕上がりが良かったと褒めていただい

たのは大変ありがたく思います。評議の中で、例えば、私や別の裁判官が、このように刑は決めるとか、法律はこのように解釈しますという説明を、ホワイトボードにグラフなどを書いて行いました。司会者からもお話がありました、行為責任というワードについてもお話ししたと思います。この説明が評議に入ってからだと、審理が終わっているので被告人にも質問できませんし、あるいは検察官や弁護人にも意見を確かめることができない訳です。評議になると裁判官と裁判員だけで議論する訳ですから、刑の決め方、行為責任の考え方がこうだということについて先に説明を受けていれば、例えば審理で被告人に確かめられたとか、あるいは検察官や弁護人に、そういう考えに基づくと、この意見はどういうことなのかということを質問できたりしたかもしれないと思うようなことはありますか。

**裁判員経験者3**:裁判官が言われるように、事前に知っておきたかったです。視点をそこにシフトして法廷に臨むことができたのではないかと思います。事件の概要などは評議を進める中で理解できますが、情状や量刑については、事前にどういう流れで裁判が進んでいくのか理解した上で臨んだ方が、被告人や被害者にもっと聞いてみたい質問ができたと思います。

**司会者**: ありがとうございました。冒頭手続の部分はこれぐらいでよろしいですか。

それでは次に、証拠調べ、主に証人尋問や被告人質問によって明らかになる 事実が、争点の判断とか量刑の判断にどう関係するのか理解できたかという点 について御意見をいただきたいと思います。

4番の方が担当された事件ですと、強姦事件で被害者が同意していたと被告 人が誤解したかどうかというところが争いになる事件でしたが、尋問を聞いて いて、争点や、争点の判断のポイントがどこかということが分かりにくかった ということはありますか。

**裁判員経験者4:**いろいろと専門的な言葉も出てきて,分かりにくい部分はあり

ましたが、被告人や被害者が言うことは分かりましたし、事実関係についても 理解できたので、争点などが分かりにくいという印象を受けたことはありませ んでした。

司会者:どうもありがとうございました。

それでは、事実に争いのない自白事件で、被害者側の話や被害者側の供述調書、被告人質問と両方聞かれたと思いますが、その違いについて理解できたか、それが量刑に影響するポイントがどこなのかとかいったことについて理解しにくかったという点はどうでしょうか。6番の方どうですか。

- **裁判員経験者6**:理解できなくはなかったのですが、被害者の方から直接お話を聞くことができなかったので、評議の中で、被害者の心情を聞きたいということが話題になりました。そして、裁判の中で被害者の心情についてきちんとお話をしていただき、被害者と加害者の両方の意見を聞けたので、それらを評議を通じて判決に反映させることができたと思います。
- **司会者**: 事実関係に争いのない被害者について, 証人尋問を行わず, 供述調書の 朗読だけの場合, 争点について判断する上で, どこがポイントになるか分かり にくいということはなかったでしょうか。また, 今おっしゃったように, 直接 被害者に質問したい, 確かめたいという御感想がありましたが, 2番の方いか がですか。
- **裁判員経験者2**:被告人の体調が悪くて、事件から1年4か月経っていたので、 やはりそのときの状況について被告人の供述自体が曖昧でした。被害者の方も 出廷されず、何か書面上だけの内容を基に評議を進めていかないといけないと いうことで、少し被害者の方の意見も直接聞いてみたいという気持ちはありま した。
- **司会者**:供述調書を読み上げるのと,直接質問するのでは,どちらが心証が取り やすいか,また量刑の判断をするのに分かりやすいかなど,この点について, 検察官から御質問や御意見ありましたらお願いいたします。

**検察官**:皆さんにお聞きしたいのですが、書類を読み上げて朗読する場合と、証人の方に直接聞くのでは、直接聞くほうが分かりやすいというのは当たり前だと思いますが、逆に言うと、書類を読み上げただけでは分からないというのはどういう部分でしょうか。例えば、事実関係に争いがないような事案で、今どう思っているのかということであれば、例えば裁判の直前にお手紙でも書いてもらって、それを読み上げるということもできると思います。それでは補えない部分というのはどういうところなのかというのをお聞きかせください。

**裁判員経験者1**:手紙を書いていただいて朗読することができれば、それに越したことはないと思います。

**裁判員経験者3**:表情や顔色,精神状態などは,文面からでは分からないので,直接話を聞くことで何かを感じることができたのではないかと思いますので, 御本人様にお会いしたかったという気持ちです。

**裁判員経験者6**:被告人とは直接法廷で話ができますが、被害者が出廷しない場合、被害者が今どう思っているのか分かりません。直接ではなくても今の心境を伝えてもらい、きちんと分かった方が良いのではないかと思います。被害者の方が出廷されませんでしたので、直接話を聞きたかったというのはありました。

**裁判官**:6番の方が担当された事件は、検察官がおっしゃったように、まさに被害者が裁判の状況を聞いて変化した心情を、書類で読み上げてお伝えしたという事件だったと思いますが、それでも、なお、被害者の方に直接聞いてみたいとか、表情などを見てみたいという思いは残りましたか。

**裁判員経験者6**:確かに皆さん残ったと思います。被告人自体は反省していますと述べて、直接こちらに伝わってきますが、被害者の方の心情は、書面を読み上げるだけなので、事件自体、被害者が出廷しにくい事件だと思いますが、やはり直接聞いた方が良かったと思います。

**司会者**:どうもありがとうございました。それでは次に、論告求刑や弁論につい

てお尋ねしたいと思います。

まず、検察官からの求刑や、弁護人の意見が、どのようにして導き出されているかということについてですが、法律で決められた刑はかなり幅が広くても、検察官からは、懲役何年という求刑意見が出されたと思います。求刑意見の理由について、よく御理解いただけたか、また、なぜ突然その刑なのかと思われることはありましたでしょうか。

**裁判員経験者4**:裁判員は、裁判官、弁護人あるいは検察官と違い、量刑についての知識はありませんから、法律とかに基づいて、このような場合の刑罰はこのくらいだと言われれば、そうですかとしか考えようがなく、そのまま受け止めるしかありません。ですから、量刑についてどう思うと聞かれても、はっきり言って私自身、何の感想も考えもないし、意見もなく、それはプロの皆さんが考えることであって、ほとんど言及することはできないというのが本音です。

**司会者**: そうすると、それは弁護人からの弁論についても同じようなお気持ちですか。今、検察官の求刑についてお尋ねしましたが、弁護人からは執行猶予の意見などが最終的なまとめとして出たと思いますが、それについても同じようなお気持ちですか。

**裁判員経験者4**:はっきりと覚えていませんので何とも言えませんが、弁護人が言ったことに関しても、私個人としては何らの考えや意見も持たなかった気がします。要するに、プロの世界の出来事だという気持ちです。

**裁判員経験者 1**: 私も結局どう判断していいのかというのがありませんでした。 データが表示され、大体この辺りだという話があり、あとは酌むべき部分や突 き放す部分のようなところを、話し合いの中で決めていくことができたので、 データというのは非常に助かりました。

司会者:どうもありがとうございました。

量刑の考え方や、この行為が犯罪になるのは、どのような利益を守ろうとしているためなのかということについて、同種事件の中で相対的な位置付けを説

明することがあると思いますが、その説明は分かりやすかったですか。

- **裁判員経験者6**:懲役を何年にするとか,執行猶予をどうするかについては,例 えば懲役何年なら執行猶予は何年という説明を受けて,刑を重くするか軽くす るかということを,評議の中で意見交換して最終的に決めました。最後に結論 を出す時点で,被告人自身のために執行猶予をつけるべきかどうかが議論にな りました。意見を重ねる中で,量刑というのが決められました。
- **裁判官**:6番の方が担当された事件では、検察官は刑務所に入れるべきだという意見で、一方、弁護士は執行猶予をつけて、刑務所に入れなくて良いという意見でしたが、両方の意見を聞いて、議論したというのは当然のことだと思います。そこで、思い出していただきたいのですが、裁判の最後に、検察官が、懲役4年を求刑し、弁護人は執行猶予をつけるべきだと法廷で意見を述べたときに、こういう理由で検察官は刑務所に4年入るべきだと言っている、弁護人はこういう理由があるから執行猶予をつけるべきだと言っているということが、すっと頭に入ってきたかどうかという質問に対してはいかがですか。評議で裁判官が説明する前に、法廷で、検察官、弁護人が意見を言ったときに、すっと頭に入ったかどうかという観点ではいかがですか。
- **裁判員経験者6**:その時点では、まだ最初緊張していて、言われたとおりを頭の中に入れただけで評議に入ったというような状態でした。その時点での感想というのは別になくて、ああ、こうなんだというだけの印象で評議に入った状態なので、懲役何年とか執行猶予をつけてくださいというのは、法廷で聞いた時点では、ああ、そうなのかという程度だったと思います。
- **司会者**:では、評議の場で裁判官がいろいろ説明して、やっと、ああ、あそこでああいう証拠調べがされたのは、こういうことを強調されていたんだなというようなことが、そこで初めて分かったという思いがありますか。裁判官から説明を受けて、初めて量刑の考え方みたいなものが理解でき、だからああいう証拠調べがされていたんだ、つまり、後から思い起こしたというようなことはあ

りませんか。

**裁判員経験者2**:素直に検察官の量刑も受けとめました。裁判官から詳しく説明 していただいたので、特に難しく思うこともなかったです。

**裁判官**:説明を褒めていただいたのはありがたいですが、その説明を受けたのは 評議に入ってからですよね。

裁判員経験者2:はい。

**裁判官**: さっきも同じような質問をしましたが、評議に入ると審理はやり直せないし、質問もできません。裁判官が説明をして、初めて検察官が強調していた内容や、弁護人がポイントだと言っていた部分が理解できたとすると、それなら初めに言ってくれればしっかり聞けた部分や、質問もできたのではないかという思いはありますか。

裁判員経験者2:改めて言われると、そうかなと思います。

**裁判官**:他方で,最初から全部いろいろ説明されると,最初は緊張しているから 混乱してしまうということはありませんか。

**裁判員経験者2**:裁判員は全く初めての経験なので、何を焦点に置いて評議をしていいかということについても、流れに準じて自分の気持ちを少しずつ整理していったという感じです。

**裁判員経験者 1**: そう言われれば、今回は説明もなく白紙の状態で挑みましたが、逆に、今言われた方法があるとして、どちらが正しいか、どちらが分かりやすいかと言われれば、事前にある程度説明を受けるというのはいいと思います。ただし、それは経験した人の意見も聞いてみないと分かりません。

裁判官: そうですね。比較はできないということですか。

**裁判員経験者1**:比較はできないと思います。

**裁判員経験者3**:評議できちんと裁判官が説明をしてくださったので、いろいろなことが分かりましたが、やはり事前に少し知っておきたかったというのはあります。緊張もしているので、恐らく最初に量刑についての説明や、論点につ

いて情報があったとしても、すんなりは入らないと思います。望ましいのは、 模擬事件というか、例えばこういう事件があって、このようにして法廷では手 続が進んで、こんな論点がありますよとか、検察官がこう言います、弁護人が こう言うのはどういう意味で、こういう証拠を出してきますというような話を 聞いて本番に臨むことができれば、恐らく一番イメージしやすいと思います。 自分の事件が終わってから、テレビでHEROというドラマをやっており、そ の中で裁判員裁判の場面がありました。裁判員が、被告人や弁護人に聞きたい などと意見を言っており、こういうふうにして、裁判員として参加ができたの ではないかと思いました。事前情報というか、予習というか、言い方がよく分 かりませんが、そういうものがあれば、もう少し聞きたいこともありましたし、 法廷で質問できたように思いました。

司会者:ありがとうございました。

次に制度周知の点について伺います。

裁判所では、裁判員経験者の方にアンケートをお願いしていますが、その結果を見ますと、守秘義務や拘束時間がもっと厳しいものと思っていたとか、事前準備が必要だと思っていたとか、あるいは裁判がどのように進んでいくのか、どのような役割を果たすべきか不安が大きかったというような声があり、またそうした点についてもっと事前に知っていれば、参加することに消極的にならないで、もっと積極的に参加しても良いという気持ちになるのではないかという意見がございました。

これらは裁判所の広報の問題ですが、実際に裁判員を経験された皆様から見て、こういう点が不安だったけれども、こういう点についてきちんと説明があれば良かったのではないかということがありましたら、教えていただきたいと思います。

**裁判員経験者1**:裁判員候補者の通知が封書で突然送られて,いろいろなことを 書いて返送しました。突然というのが非常に辛く,家族も驚いていました。裁 判所から手紙が来るなんてどういうことだ、おまえ何かやったんじゃないかというやりとりがありました。中身を読んでみると、裁判員候補者の通知であることが分かりましたが、まさか選ばれることはないだろうと思いました。出頭しないと過料10万円という記載もあり、これは恐怖だなと思い、裁判所に来ましたが、事前にインターネットで調べてみると、今まで過料に処せられた人はいないということで、出頭しなくても良いかとも思いました。通知が突然やってくるというのは、かなりストレスでした。

**裁判員経験者2**:私も1番の方が言われたように、突然、最高裁判所から封書が来ました。改めて見ると、封書に小さい文字で裁判員制度と書いてありましたが、封書だけ見ると、何か私が悪いことをしたのかと思ったので、どこかに「裁判員裁判に御参加いただけますか。」のような文言があれば、安心すると思います。

**裁判員経験者3**:まだ社会一般では、特に島根県は事件数も多くないので、制度 自体が知られていないという印象を、職場内でも感じました。裁判所という響 きだけでも、何か悪いことをしたのかという印象を受けると思います。ドラマ などでたくさんの人に見てもらうことで、もっと身近なものになるのではない かと思います。社会全体としてもう少し裁判員裁判の理解があると、封書が来 ても驚くことが少なくなると思いました。

**裁判員経験者4**:3番の方がおっしゃいました,社会全体としてということですが,学校で裁判員裁判について教えているのでしょうか。

**裁判官**:学習指導要領に入っており、小中高で教えています。ただ、どの程度教えているかは分かりませんし、教職員の方自体が裁判員制度をどれぐらい理解しているかという問題もあります。裁判所では、検察庁、弁護士会と連携して、年1回、教職員の方数十人に来ていただいて模擬裁判などを行い、裁判員制度に関する研修会に御協力させていただいています。

裁判員経験者4:私は同年代の従兄弟が何人かいますが、裁判員を経験したこと

を話すと、自分は逃げるよとか、そんなことに絶対関わりたくないというような受けとめ方をしていました。例えば、中学3年生ぐらいを対象に、年に1回ぐらい、ほんの30分程度のDVDなどを見せることで、裁判員制度というものが一般の人も簡単に参加できるものであること、難しいことや専門的なことは、プロの裁判官が担うのであって、気楽にという言い方は違うかもしれませんが、簡単に参加できる制度であるということを印象づけるように、学校教育の現場に持ち込むべきだろうと思います。そうすれば広く国民に伝わることになると思います。私の記憶では、中学生のころに憲法、三権分立、あるいは個人の権利や義務といったものを学んだと思います。それと同列に裁判員制度を子供たちに教えていくことで、制度を周知させることができると思います。彼らが何年かしたら成人となり、そのころには、国民が一応裁判員制度というものを理解している、参加することは難しいものではないと分かっているというようになればと思います。ですから、制度周知ということに関しては、非常に地道で長い期間が必要ですが、学校教育を通して制度周知が可能になるのではないかと考えます。

**裁判員経験者6**:自分自身そうであったように、裁判員制度があることは分かっていましたが、世間の多くの人が、自分には通知が来ないと思っています。経験してみると、思っていたよりも束縛されることもありませんし、1日目、家に帰ったとき、近所の人から「帰って来れたのか。」と言われるなど、裁判の期間中、例えば5日間、完全に束縛されるのではないかと思っている人が結構います。私が裁判員となったときは制度5年目で、いろいろなドキュメンタリーをやっていて、裁判員になった人が殺人事件を担当して、その後ノイローゼになるといった負の部分だけが伝えられていました。裁判員裁判に参加することでの良い部分というか、裁判員となった人が全てノイローゼになるようなことはないという報道はされず、逆に被害者になったようなケースの報道はされるので、さっき言いましたように、私の母がそれを見ていて、すごく心配して

いました。そういった間違った考え方を、まだ皆さん持っておられると思います。その辺はやはり地道に周知していくしかないと思います。裁判員裁判のマイナスのイメージだけではなく、プラスのイメージもPRできるような方法を考えると良いと思います。

司会者:どうもありがとうございました。

今,お話の中にありましたが、精神的負担をどうしても負っていただくようなことがあると思います。そこで裁判所では、メンタルヘルスサポート窓口を用意しております。これらの情報は皆さんにお伝えしたと思いますが、もっとこういうサポートがあれば良いとか、あるいはメンタルヘルスサポートがあるということで、少し気持ちが楽になったということがありますか。

**裁判員経験者3**:非常にすばらしいと思いました。例えば、制度に参加した人全員に対して鬱度チェックなどを行い、ある程度数値に問題がある人は、強制的にメンタルヘルスケアを受けさせるということはしていますか。

裁判官: そこまではしていません。

**裁判員経験者3**:やはり、想像以上に、夜は眠れないということなどもありました。自分ではそんなことはない、楽しみながらではありませんが、すごく前向きに制度に参加しているつもりでしたが、被告人の顔がいつまでも頭に残るとか、私たちの出した判決が本当に良かったのか、もちろん1人で決めた訳ではないにしても、良かったのかとか、あの発言は適当であったかとか、いつまでも残るので、メンタルヘルスチェックが強制的にされても良いと思います。

司会者:どうもありがとうございました。

現在裁判所では、裁判員経験者の皆様の御協力を得て、お勤め先などの経験者の方が所属されている団体に裁判官が伺いまして、裁判官が裁判員制度の説明をし、経験者の方にも御経験をお話しいただくという出前講義を行っております。この広報活動には裁判員経験者の皆様の御協力が必要になりますので、今後、出前講義を行うにあたり、御協力をお願いいたします。

本日は裁判員経験者の皆様から貴重な御意見をいただき、本当にありがとう ございました。本日いただきました御意見は、今後の裁判員裁判の運営に生か して参ります。

この後、引き続き司法記者クラブからの質疑応答に移らせていただきます。 それでは、記者クラブから御質問がありましたらお願いいたします。

**幹事社**:1番の方にお伺いします。先ほど、最初に封筒が来たときは突然のことで驚いたとか、本当は断りたかった、裁判所には来たことがなく緊張したというお話をされていましたが、実際に裁判を経験されて、経験した前後で、裁判所に対するイメージはどのように変わりましたか。裁判所について、より身近な存在になったのか、それともまだ遠いなというように感じるのか、どのように感じているのか教えてください。

**裁判員経験者 1**: 印象としては、裁判員を経験する前は全く別の世界で、裁判官、 検察官や弁護士の方と、普通の生活をしている上で知り合いになるということ も多分、皆無だと思います。今回裁判員裁判に参加して、それらの方々からお 話を聞いたりして、身近に感じられるようになったというのは確かにありまし た。新庁舎ができたら、子供を連れて見学に来たいという気持ちになりました。

**幹事社**:補足でお伺いしますが、裁判員を経験された立場から、裁判所に対して、 裁判員制度についてどのようなPRを求めたいですか。

**裁判員経験者1**:テレビでのCMだと思います。結構,裁判員裁判のことは昔から報道されていますが,余り身近な感じはしません。CMでも流れていればいや応なく目にしますので、身近なものになるのではないかと思います。

**幹事社**:ありがとうございました。

A社: 皆さんにお聞きしますが、4番の方が想像力に欠けていたという話の中で、 言葉のみで実際の現場がどうであったか判断するのがすごく難しかったという お話をされていました。それぞれ担当された事件の中で、特にこういった部分 について想像するのが難しかったというのがありましたら、もう少し具体的に 教えていただけますか。これに関連して、例えば、もっとこういう証拠があれば想像しやすかったとかという点もあれば、併せて教えていただければと思います。

裁判員経験者6:私が担当した事件では、被告人は若い人でした。判断するに当たり、裁判官の方は何人も会っているので分かるのだと思いますが、被告人は、法廷できちんとした格好をして受け応えし、反省の色を出しているので、それが本当の姿かどうかというのは、裁判の経験がない上、短時間での印象しかなかったので、全然分かりません。その辺が一番、裁判員になって判断するのに難しかったところです。また、被告人の家族の方も出て来られましたが、その方が言われることも、果たして本当に受け入れて良いものかということもあります。どの事件もそうだと思いますが、被告人の生い立ちや人物像が分からない中で、果たしてどれだけの量刑とするのか決めるためには、各裁判員の経験などを基に判断するしかなかったので、その辺が一番裁判員になって難しいところだったと思います。最後には皆さんが経験に基づくいろいろな話や、各人の意見を述べて評議ができました。質問内容とは違うかもしれませんが、やはり量刑を決めるのは難しいですが、自分だけで決めたのではなく、皆さんの話し合いの中で決めたものであったので、最後には裁判員として参加できて良かったという感じでした。

**裁判員経験者4**:私が参加した裁判の事件は、Aという事件は、犯行時間が部屋に侵入してから出ていくまで30分程度だったと記憶しています。その間に起きた出来事や被害者と加害者のやりとりが、裁判の最中には今一つイメージできなかった部分がありました。裁判長も裁判の冒頭で、「常識で考えてください、常識に基づいて判断してください。」ということを言われました。4日間の裁判が終わった後何日も経ってから、この事件での場合、人間はこういう行動をとるのではないかとか、こんなことを言われればこのように言い返すのではないかなど、思い返したという部分がありました。そういうことがあったの

で, 想像力の欠如ということを述べました。

**裁判員経験者3**:事件というのは、テレビドラマみたいに全ての内容が分かる訳ではないということを、裁判官もおっしゃっていました。供述調書や物的証拠、それと検察官が説明する事実に基づいて考えなければならないということで、確かにテレビのドラマよりも、すごく想像しながらやっていかないといけないというところも多いのだと思いました。

**裁判員経験者2**:想像ということに関してですが、実際に被告人を見たときに、本当に、今にも誰か支えがないと倒れそうなぐらいに弱々しい方でした。この人が、本当にそんな大きな事件を起こしたのかと思いました。検察官からの証拠写真ではすごくお元気な姿がありました。事件当時の被告人の顔が見られたということは、言い方がよく分かりませんが、事件当時のことをよく理解できたという部分で、やはり証拠写真というのは大事なんだということを思いました。

**裁判員経験者1**:私が参加した事件では、被告人が犯罪を犯す衝動というのか、 後ろにあるのは動機なんでしょうが、どうして一線を超えてしまったのかとい うところを考えていました。評議の間もプラスのほうへ振ってみたり、マイナ スのほうへ振ってみたりと、いろいろなことをやってみました。こんな言い方 をしたら失礼かもしれませんが、最終的には自分の直感みたいなものに頼って、 それを信じるしかなかったので、私の場合は想像力を使った方だと思います。

**司会者**: ありがとうございました。他の記者から、何か御質問はございますでしょうか。

B社:裁判員を経験されて、皆さん全員、よかったと感じられたということでした。そこで、制度周知に関連して、同じ職場の人や家族の人に、裁判員になることが決まってからいろいろと話をされた中で、例えば、自分が関わった事件の判決のニュースをテレビや新聞で見て、あなたが関わった事件ですよねと言われたりする機会もあったと思います。そのときに、皆さんはどういう反応を

されましたか。それと、確率はそんなに高くないかもしれませんが、例えば身近な人が、裁判員の候補者になったけど、どうしようかとか言われたとき、是非やってみてくださいと勧めてみたい気持ちであるとか、身近な人たちとどのようなやりとりがあったかを、具体的に教えていただけますか。

**裁判員経験者3**:職場には、裁判員裁判のために休暇を取りますと言っていました。裁判が終わって出勤すると、新聞に出た事件を見て、この事件の裁判員を務めたという話をしたことがありました。すると、身近でこの事件の被告人の御近所とまでは言えませんが、割と身近な人が2人もいました。ですから、何となく少し気まずいようなイメージはあり、余り具体的な話はしませんでした。判決は、裁判官と裁判員のみんなで決めて、判断をしたということしか言いませんでした。

**裁判員経験者 4**:私は定年退職して現在無職なので、周りに人が多くいるということはありませんが、親族やかつての同僚に、裁判員を務めたことを年賀状に書きました。すると、親族の中には逃げると言う者や、そんなこと嫌だという者もいましたが、中には自分もやってみたいという者もいました。そういうことで、それぞれの意見はバラバラです。初めから拒否する姿勢の人、それから、自分もやってみたいという人と、多分、両極端であると思います。

**B社**: 4番の方は実際に裁判員を経験されて、その両方のリアクションがあった中で、やってみたらいいのにと思われますか。

**裁判員経験者4**:島根県の場合だと、裁判員に選任されるのは9000人に1人くらいだと思いますが、これは数字の上から見て、やってみれば良いとかというのは判断できません。交通事故よりも確率は低く、飛行機が落ちるくらいの確率かもしれませんが、選ばれたからやるしかないんだろうという感じで、他人に対して、選任されたらやればいいとか、あまり積極的に言う感じにはなりません。普通です。心はニュートラルという感じです。

C社: 4番の方にお伺いしますが、最初の意見でも、質問はこういうふうにすべ

きだったとか、こんなことを聞けばよかったなど、後になって考えたということについて、御自身は想像力が欠けていたとお話されました。もちろんそれもあるのかもしれませんが、一方で、例えば評議に入る前に、裁判所から想像力を補うような説明を受けるとか、審理が終わってから、再び法廷で質問することはできないので、評議に入る前に、裁判所からどのような説明が欲しかったかということについて、教えていただけますか。

**裁判員経験者4**:100点満点の完璧な準備というのは、多分、不可能だろうと思います。だから、うまく言えないのですが、裁判員制度というものはこんなものなんだろうと、完璧なものなんてこの世の中には何もありませんから、制度が始まったばかりで、少しずつ良くなっていくのでしょうが、取り敢えずこれで行くしかないんだろうと思います。だから、事前に裁判官から、何らかの説明をしてほしいと言っても、無理な部分もあると思います。裁判員に選任されるとき、最初に聞かれたのは、あなたはこういう方面に知り合いがありますかということでした。ないと答えましたが、本当に100%確信を持って答えた訳ではありません。知り合いがいないかと言われたときに、それは自分の甥姪が知っているかどうかは、その本人に聞かないと分かりません。だから事前の準備といっても、できないこともたくさんありますし、裁判官も事前にペラペラいろいろ話すこともできないと思います。非常に大雑把な言い方ですが、こんなもんだろうという感じです。

C社:今回は、死刑を判断するようなものではなかったということですが、死刑について判断する事件が当たる可能性もありますし、後になって、このようにすれば良かったと戻れないこともあると思います。裁判員を経験された立場から、やはり後になってこうすれば良かったと考えてしまうということは、悩み続けることになるのだと思いますが、もう少し改善するためにどういうことをしてほしかったと思いますか。

裁判員経験者4:確かに想像力の欠如ということを申し上げました。しかし、実

際,誰にどうすればいいかということもありません。後になって、ああすれば良かった、こうすれば良かったと思うことは、比較的重くはない事柄です。死刑に影響を与えるような大きな反省点というか、自分の発言、質問に関して、大きな逸脱だとか、想像力の欠如というのはありませんでした。比較的小さな部分での想像力の欠如ということです。ですから、後になってこれはちょっと自分も罪を被らなくてはならないとか、そんなことではありませんでした。許容範囲の想像力の欠如だったと思います。

**C社**:ありがとうございます。

**裁判官**:少し補足しますが、私が先ほどから質問している趣旨は、裁判官が、例 えば検察官の求刑の根拠とか、弁護人の科刑意見の根拠は言えるはずがないの で、裁判官が説明できるのは法令解釈だけであり、当事者の意見というのは、 当事者が評議に入る前に言っておくべきではないかという趣旨で質問をしてお ります。この点は念のため申し上げておきたいと思います。

司会者:ほかに御質問はございませんね。

それでは、これをもちまして、本日の意見交換会は閉会いたします。長い時間、いろいろなお話を率直にしていただき、本当にありがとうございました。 心よりお礼を申し上げます。